10　意見書

10.1 意見書

特許庁審査官から通知された拒絶の理由に対して意見を述べる場合の意見書の作成方法です。

＜意匠法施行規則様式第１１＞

（オンライン手続の場合の意見書の作成例）

【書類名】　意見書
【提出日】　令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】　特許庁審査官　殿
【事件の表示】
　【出願番号】　意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
【意匠登録出願人】
　【識別番号】　０００００００００３
　【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関３－３－３
　【氏名又は名称】　意匠株式会社
【代理人】
　【識別番号】　１００００００２３
　【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関３－３－４
　【氏名又は名称】　代理一郎
　【電話番号】　０３－３１２３－４５６７
【発送番号】　１２３４５６
【意見の内容】
　ここに拒絶理由通知についての意見の内容を記録します。
（【証拠方法】）
【提出物件の目録】

説明 10.1.1　記録項目の概要

意見書に記録すべき主な項目の概要は、以下のとおりです。

記　録　項　目	概　　要
【提出日】	・　「令和〇〇年〇〇月〇〇日」のように提出する日をなるべく記録してください。
【事件の表示】 　【出願番号】	・　【出願番号】には「意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」のように出願番号を記録してください。
【意匠登録出願人】 　【識別番号】 （【住所又は居所】） 　【氏名又は名称】 （【電話番号】）	・　識別番号が付与されているときは、【識別番号】の欄にその識別番号を記録してください。 ・　識別番号を記録したときは、【住所又は居所】の欄の記録を省略することができます。 ・　出願人が法人のときは、【氏名又は名称】の欄の次に【代表者】の欄を設けて代表者の氏名を記録してください。ただし、代理人があるときは【代表者】の欄の記録を省略することができます。 ・　出願人が２人以上ある場合であっても、そのうちの１人のみを記録すれば足ります。 　なお、出願人を２人以上記録するときは、【意匠登録出願人】の欄を繰り返し設けて記録してください。1.1]） ・　代理人がないときは、【氏名又は名称】の欄（出願人が法人のときは【代表者】の欄）の次に【電話番号】の欄を設けて、電話番号をなるべく記録してください。
【代理人】 　【識別番号】 （【住所又は居所】） 　【氏名又は名称】 （【電話番号】）	・　識別番号が付与されているときは、【識別番号】の欄にその識別番号を記録してください。 ・　識別番号を記録したときは、【住所又は居所】の欄の記録を省略することができます。 ・　代理人が弁理士のときは、【氏名又は名称】の前に【弁理士】と記録し、弁護士のときは、【弁護士】と記録してください。 ・　代理人が法人のときは、【氏名又は名称】の欄の次に【代表者】の欄を設けて代表者の氏名を記録してください。 ・　代理人が２人以上である場合であっても、そのうちの１人のみを記録すれば足ります。 　なお、代理人を２人以上記録するときは、【代理人】欄を繰り返し設けて記録してください。 ・　【氏名又は名称】の欄（代理人が法人のときは【代表者】の欄）の次に【電話番号】の欄を設けて、電話番号をなるべく記録してください。
【発送番号】	・　意見を述べる対象である拒絶理由通知書等のヘッダ部に記録（記載）されている数字６桁からなる発送番号を記録してください。

<table>
<tr><td>【意見の内容】</td><td>・　【意見の内容】の欄は次の要領で記録してください。
ａ）論点をふまえて平易かつ明りょうに記録してください。
ｂ）文字数に制限はありませんが、なるべく簡潔に記録してください。
ｃ）本欄には意見を補足するための意匠（引例意匠等）等のイメージデータを記録することができます。この場合、イメージタグと同じ行には、他のイメージタグや文字を入力することはできません。
　一イメージデータは横１５４㎜、縦２４６㎜を越えないようにしてください。イメージファイルの形式及び解像度は以下のとおりです。
<table><tr><th>イメージ形式</th><th>カラー</th><th>解像度</th></tr><tr><td>ＰＮＧ、ＢＭＰ、ＧＩＦ</td><td>モノクロ２値</td><td>４００ｄｐｉ</td></tr><tr><td>ＪＰＥＧ</td><td>フルカラー</td><td>２００ｄｐｉ</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>（【証拠方法】）</td><td>・　【意見の内容】の欄で述べている内容を、公報、辞典等の物件を証拠方法として補充する場合に記録することができます。</td></tr>
<tr><td>【提出物件の目録】
【物件名】</td><td>・　【意見の内容】又は【証拠方法】の欄で述べている物件であって、イメージデータとして提出するときは、次のように記録します。
【提出物件の目録】
【物件名】　意匠登録第〇〇〇意匠公報写し　1
【添付物件】
【物件名】　意匠登録第〇〇〇意匠公報写し
【内容】
イメージデータ
・　２以上の物件を提出するときは、次のように記録します。
【提出物件の目録】
【物件名】　意匠登録第〇〇〇意匠公報写し　1
【物件名】　〇〇〇辞典写し　1
【添付物件】
【物件名】　意匠登録第〇〇〇意匠公報写し
【内容】
イメージデータ
【物件名】　〇〇〇辞典写し
【内容】
イメージデータ

・　一イメージデータは横１５４㎜、縦２４６㎜を越えないようにしてください。また、イメージファイルの形式及び解像度については以下のとおりです。
<table><tr><th>イメージ形式</th><th>カラー</th><th>解像度</th></tr><tr><td>ＰＮＧ、ＢＭＰ、ＧＩＦ</td><td>モノクロ２値</td><td>２００ｄｐｉ</td></tr><tr><td>ＪＰＥＧ</td><td>フルカラー</td><td>２００ｄｐｉ</td></tr></table></td></tr>
</table>

説明 10.1.2　記録項目及び記録内容の注意点

意見書作成上の注意点は、➔「説明 1.1.2　記録項目及び記録内容の注意点」[p.8]と同様です。

10.2 書面で提出する場合の注意事項

（書面手続の場合の意見書の作成例）

【書類名】　意見書
【提出日】　令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】　特許庁審査官　殿
【事件の表示】
　【出願番号】　意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
【意匠登録出願人】
　【識別番号】　０００００００００３
　【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関３－３－３
　【氏名又は名称】　意匠株式会社
【代理人】
　【識別番号】　１０００００００２３
　【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関３－３－４
　【氏名又は名称】　代理一郎
　【電話番号】　０３－３１２３－４５６７
【発送番号】　１２３４５６
【意見の内容】
　ここに意見の内容を記録します。
（【証拠方法】）
【提出物件の目録】

説明 10.2.1　記載項目の概要

意見書に記載すべき主な項目の概要は、以下のとおりです。

記　載　項　目	概　　要
【提出日】	・　「令和〇〇年〇〇月〇〇日」のように提出する日付をなるべく記載してください。
【事件の表示】 　【出願番号】	・　【出願番号】には「意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」のように出願番号を記載してください。

【意匠登録出願人】 【識別番号】 （【住所又は居所】） 【氏名又は名称】 （【電話番号】）	・　識別番号が付与されているときは、【識別番号】の欄にその識別番号を記載してください。 ・　識別番号を記載したときは、【住所又は居所】の欄の記載を省略することができます。 ・　出願人が法人のときは、【氏名又は名称】の欄の次に【代表者】の欄を設けて代表者の氏名を記載してください。ただし、代理人があるときは【代表者】の欄の記載を省略することができます。 ・　出願人が２人以上ある場合であっても、そのうちの１人のみを記載すれば足ります。 　なお、出願人を２人以上記載するときは、【意匠登録出願人】の欄を繰り返し設けて記載してください。 ・　代理人がないときは、【氏名又は名称】の欄（出願人が法人のときは【代表者】の欄）の次に【電話番号】の欄を設けて、電話番号をなるべく記載してください。
【代理人】 【識別番号】 （【住所又は居所】） 【氏名又は名称】 （【電話番号】）	・　識別番号が付与されているときは、【識別番号】の欄にその識別番号を記載してください。 ・　識別番号を記載したときは、【住所又は居所】の欄の記載を省略することができます。 ・　代理人が弁理士のときは、【氏名又は名称】の前に【弁理士】と記載し、弁護士のときは、【弁護士】と記載してください。 ・　代理人が法人のときは、【氏名又は名称】の欄の次に【代表者】の欄を設けて代表者の氏名を記載してください。 ・代理人が２人以上である場合であっても、そのうちの１人のみを記載すれば足ります。 なお、代理人を２人以上記載するときは、【代理人】欄を繰り返し設けて記載してください。 ・　【氏名又は名称】の欄（代理人が法人のときは【代表者】の欄）の次に【電話番号】の欄を設けて、電話番号をなるべく記載してください。
【発送番号】	・　意見を述べる対象である拒絶理由通知書等のヘッダ部に記録（記載）されている数字６桁からなる発送番号を記載してください。
【意見の内容】	・　【意見の内容】は次の要領で記載してください。 ａ）論点をふまえて平易かつ明りょうに記載してください。 ｂ）文字数に制限はありませんが、なるべく簡潔に記載してください。
（【証拠方法】）	・　【意見の内容】の欄で述べている内容を、公報、辞典等の物件を証拠方法として補充する場合に記載することができます。
【提出物件の目録】 【物件名】	・　【意見の内容】又は【証拠方法】の欄で述べている物件を提出するときは、次のように記載します。 【提出物件の目録】 【物件名】　意匠登録第○○○○○○○号意匠公報写し　1 ・　２以上の物件を提出するときは、次のように記載します。 【提出物件の目録】 【物件名】　意匠登録第○○○○○○○号意匠公報写し　1 【物件名】　○○○辞典　1

説明 10.2.2　記載項目及び記載内容の注意点

意見書作成上の注意点は、➔「説明 1.7.2　記載項目及び記載内容の注意点」[p.28]と同様です。